

指導改善研修被認定者の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びに超勤代休時間に関する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

香川県教育委員会

教育委員会規則第26号

指導改善研修被認定者の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びに超勤代休時間に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、指導改善研修被認定者（条例第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者をいう。以下同じ。）の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当（以下「諸手当」という。）並びに超勤代休時間（条例第7条の4第1項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第2条 条例第7条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料、初任給調整手当及び特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。以下この条において同じ。）の月額は、それぞれその指導改善研修被認定者が本来受けるべき給料、初任給調整手当及び特殊勤務手当の月額とする。

第3条 条例第7条第1項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、7.75に18を乗じたものとする。ただし、次の各号に掲げる指導改善研修被認定者にあっては、当該各号に定めるものとする。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている指導改善研修被認定者（同法第17条の規定による短時間勤務をしている指導改善研修被認定者を含む。） 7.75に18を乗じたものに、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める指導改善研修被認定者 7.75に18を乗じたものに、勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの
- (3) 勤務時間等条例第3条第5項に規定する職員 同項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を5で除して得た数に18を

乗じたもの

第4条 次に掲げる給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

- (1) 条例第7条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額
 - (2) 条例第7条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額
 - (3) 条例第7条の2の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額
 - (4) 条例第7条の3の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額
- (超過勤務手当の支給割合)

第5条 条例第7条第1項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第7条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
 - (2) 条例第7条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135
- (教育委員会規則で定める時間等)

第6条 条例第7条第3項及び第4項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）第4条第2項に規定する週休日の振替等（以下この項において「週休日の振替等」という。）により割振り変更前の正規の勤務時間（条例第7条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。第2号において同じ。）を超えて勤務した勤務時間のうち、次に掲げる時間を除く時間とする。

- (1) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間（条例第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。次号及び第3号において同じ。）のうち、7時間45分を超える時間
- (2) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の1週間の正規の勤務時間のうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める時間を超える時間（前号に掲げる時間を除く。）
 - ア 割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分以上である場合 当該割振り変更前の正規の勤務時間（その週に条例第7条の2の規定により休日給を支給されることとなる時間（以下この号及び次号において「休日給支給対象時間」という。）がある場合にあっては、これに当該休日給支給対象時間を加えた時間）

イ 割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分未満である場合 38時間45分（その週に休日給支給対象時間がある場合にあっては、これに当該休日給支給対象時間を加えた時間）

(3) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の次に掲げる期間の正規の勤務時間のうち、当該期間の区分に応じそれぞれ次に定める時間を超える時間（前2号に掲げる時間を除く。）

ア 勤務時間等条例第4条第3項に規定する単位期間 38時間45分に当該単位期間の週の数を乗じて得た時間（その単位期間に休日給支給対象期間がある場合にあっては、これに当該休日給支給対象時間を加えた時間）

イ 勤務時間等条例第5条の規定により勤務時間の割振りを行う期間（以下イにおいて「割振り単位期間」という。） 同条の規定により割り振られた割振り単位期間の正規の勤務時間（その割振り単位期間に休日給支給対象期間がある場合にあっては、これに当該休日給支給対象時間を加えた時間）

2 条例第7条第3項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合は、100分の25とする。

（休日給の支給される日）

第7条 条例第7条の2前段の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日は、勤務時間等条例第4条第1項に規定する週休日に当たる勤務時間等条例第9条第1号に掲げる日の直後の勤務日等（勤務時間等条例第10条第1項に規定する勤務日等をいう。以下この条及び第17条第2項において同じ。）（当該勤務日等が条例第6条第1項に規定する休日等、条例第7条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間を指定された日又は次条の人事委員会に協議して教育委員会が指定する日（以下この条において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の正規の勤務日）とする。ただし、指導改善研修被認定者の勤務時間の割振りの事情により、任命権者（県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（学校栄養職員及び事務職員を除く。）をいう。）にあっては、市町の教育委員会。第12条及び第17条第7項を除き、以下同じ。）が他の日とすることについて教育委員会の承認を得たときは、その日とする。

第8条 条例第7条の2後段の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日は、国の行事の行われる日で人事委員会に協議して教育委員会が指定する日とする。

（休日給の支給割合）

第9条 条例第7条の2の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合は、100分の135とする。

（諸手当の支給）

第10条 諸手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、その他特別の事情がある場合には、教育委員会の承認を得て、別の取扱いをすることができる。

第11条 諸手当は、前条本文の規定にかかわらず、指導改善研修被認定者が公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）第12条に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、そのまでの分をその際支給するものとし、指導改善研修被認定者が異動し、又は離職し、若しくは死亡した場合には、その異動し、又は離職し、若しくは死亡したまでの分をその際支給することができる。

第12条 諸手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする部分ごとに各別に計算した時間数。ただし、任命権者が特に必要と認める場合にあっては、別段の取扱いをすることができる。）によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

第13条 諸手当は、超過勤務等命令簿（別記様式。次条及び第15条において「命令簿」という。）により勤務を命ぜられた指導改善研修被認定者に対して、その実際に勤務した時間について支給するものとする。

2 前項の規定により超過勤務手当を支給された指導改善研修被認定者につき、条例第7条第5項の規定により同項に定める額の支給を要しないこととなった場合には、当該指導改善研修被認定者に当該額を返納させるものとする。

第14条 前条の規定により難い特殊な事情があるものについては任命権者は教育委員会の承認を得て別に命令簿を定めることができる。

第15条 任命権者は、指導改善研修被認定者に超過勤務、超勤代休時間の勤務、休日勤務（第7条及び第8条に規定する日の勤務を含む。）又は夜間勤務（以下この条において「超過勤務等」という。）を命ずる場合は、次の要領により命令簿を作成し、かつ、これを保管しなければならない。

(1) 任命権者は、指導改善研修被認定者に超過勤務等を命ずるときは、指導改善研修被認定者の職氏名、超過勤務等の命令時間及び用務事項をそれぞれ命令簿の該当欄に記入し、自ら確認の上、その旨を示したものを作成し、それを送付する。

(2) 任命権者の指名を受けた者は、超過勤務等を命ぜられた指導改善研修被認定者が実際に勤務した時間を確認し任命権者に提出する。

第16条 この規則に定めるもののほか、諸手当に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会が定める。

（超勤代休時間の指定）

第17条 条例第7条の4第1項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間は、条例第7条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

- 2 任命権者は、条例第7条の4第1項の規定に基づき超勤代休時間を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（条例第6条第1項に規定する休日等を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過月における条例第7条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。
- (1) 条例第7条第1項第1号及び同条第3項に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第18条の2の規定により読み替えられた条例第7条第1項ただし書又は同条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
- (3) 条例第7条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
- 3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。
- 4 任命権者は、条例第7条の4第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに指導改善研修被認定者の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 任命権者は、指導改善研修被認定者があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。
- 6 任命権者は、条例第7条の4第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした指導改善研修被認定者の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることに鑑み、前項に規定する場合を除き、当該指導改善研修被認定者に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。
- 7 超勤代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、人事委員会に協議して任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

別記様式（第13条関係）

超過勤務等命令簿

注 1 所属長は、「所属長の確認」欄に記名等をすること。

「登庁時間」欄は、任命権者において指名した者が登庁又は退庁の時刻を確認

して記入の上、「勤務時間確認者」欄に記名すること。